

所得税及び復興特別所得税の確定申告書は自分で作成しお早めに提出を

所得税及び復興特別所得税の確定申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

令和4年分の確定申告書の受付は、令和5年2月16日(木)から同年3月15日(水)までです。

ただし、還付申告書は、令和5年2月15日(水)以前でも提出できます。

なお、確定申告相談会場には例年多数の方が訪れており、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要ですので、国税庁ホームページで入手方法等の詳細をご確認ください。

また、税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付を行っていませんが、一部の税務署では、2月19日(日)と2月26日(日)に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。

パソコンやスマートフォンでの申告のお願い!

ご自宅からパソコンやスマートフォンで申告書の作成をお願いします。

作成した申告書は①マイナンバーカードと②マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダーアダプタを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。

なお、事前に税務署で手続きしていただければ、①マイナンバーカード、②マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダーアダプタをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)をご確認ください。

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です!

所得税及び復興特別所得税の納付期限は、令和5年3月15日(水)です。以下のいずれかの方法で、納付してください。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」の「税金の納付や還付手続について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/tetsuduki.htm>)をご確認ください。

振替納税	振替日(令和5年4月24日(月))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。 ※ 振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を令和5年3月15日(水)までに提出してください。なお、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」はe-Taxでも提出できます。 ※ 振替納税を利用中の方が転居等により所轄税務署が変わった際に、引き続き振替納税を希望される場合は、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した確定申告書又は「納税地の異動又は変更に関する申出書」の提出が必要となります。
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付できます。
インターネットバンキング等	納付情報を登録することで、インターネットバンキングやATMなどで納付できます。
クレジットカード納付	スマートフォンやご自宅等のパソコンなどで、専用のWebサイトから納付できます。
スマホアプリ納付	令和4年12月から、決済専用Webサイト(スマートフォン専用)において、スマホアプリ決済(OOPay等)を利用して納付ができます。
QRコードによるコンビニエンスストア納付	ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。 ※ 納付できる金額は30万円以下となります。 ※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
窓口納付	現金に納付書を添えて、納付期限までに金融機関(歳入代理店)又は所轄税務署で納付できます。

還付される税金がある場合の受取方法

還付金の受取に振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ)を正確に記載してください。